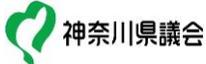


新旧対照表

新	旧
 <p>神奈川県議会</p> <p>神奈川県議会業務継続計画（<u>修正案</u>） （<u>神奈川県議会</u> B C P）</p> <p>令和 3（2021）年 月</p> <p>神奈川県議会</p>	 <p>神奈川県議会</p> <p>神奈川県議会業務継続計画（案） （議会 B C P）</p> <p>令和 3（2021）年 月</p> <p>神奈川県議会</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 緊急事態発生<u>から</u>の基本的な対応 9</p> <p>資料編 13</p> <p> 参考資料 1～2 (略)</p> <p> <u>参考資料 3 (国における業務継続計画及び事業継続計画の定義) . 28</u></p> <p> <u>参考資料 4 (神奈川県議会 緊急事態に関連した例規) 29</u></p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 緊急事態発生<u>時</u>における基本的な対応 9</p> <p>資料編 13</p> <p> 参考資料 1～2 (略)</p>

新	旧
<p>1 目的 この計画は、神奈川県議会基本条例第11条第2項の規定に基づき、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際しての、県議会における議会や議員等の役割や対応等を定めることにより、緊急事態発生時においても、県議会が議会活動を継続し、二元代表制の一翼として、議事機関、県民代表の機関としての機能を<u>発揮し、もって緊急事態の早期復旧に資することを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;">〔 (参考) 神奈川県議会基本条例 (抄) (略) 〕</p>	<p>1 目的 この計画(以下「本BCP」という。)は、神奈川県議会基本条例第11条第2項の規定に基づき、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、県議会における議会や議員等の役割や対応等を定めることにより、緊急事態発生時においても、県議会が議会活動を継続し、二元代表制の一翼として、議事機関、県民代表の機関としての機能を<u>発揮することを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;">〔 (参考) 神奈川県議会基本条例 (抄) (略) 〕</p>
<p style="text-align: right;">参考</p> <p><策定の背景> 令和元(2019)年、台風15号や19号といった県内各地に甚大な被害をもたらす災害が発生し、また、令和2(2020)年1月には新型コロナウイルス感染症が発生し、4月に緊急事態宣言が発出されるなど、近年、県民の生命、身体、財産を脅かす危機的事象が連続して発生した。 このため、令和2(2020)年7月の団長会において、議長から、今後も発生が懸念される危機的事象に<u>県議会としてどう対処していくべきか、議会改革検討会議に検討が諮問された。</u> 検討の結果、神奈川県議会基本条例を改正し、「大規模な災害その他の緊急事態への対応」を位置付けること等が報告され、この報告を受け、12月に同条例の一部改正案が提案され、全会一致で可決、成立し、12月25日に<u>施行された。</u> 同条例の改正を踏まえ、令和3(2021)年1月に、団長会において、議長から、引き続き、県議会として必要な体制の整備その他の措置を講ずるため、議会改革検討会議において<u>神奈川県議会業務継続計画(議会BCP)の検討が諮問され、検討が重ねられた。</u></p>	<p style="text-align: right;">参考</p> <p><策定の背景> 令和元年、台風15号や19号といった県内各地に甚大な被害をもたらす災害が発生し、また、令和2年1月には新型コロナウイルス感染症が発生し、4月に緊急事態宣言が発出されるなど、近年、県民の生命、身体、財産を脅かす危機的事象が連続して発生した。 このため、令和2年7月の団長会において、議長から、今後も発生が懸念される危機的事象に議会としてどう対処していくべきか、議会改革検討会議に検討が諮問された。 検討の結果、神奈川県議会基本条例を改正し、「大規模な災害その他の緊急事態への対応」を位置付けること等が報告され、この報告を受け、12月に同条例の一部改正案が提案され、全会一致で可決、成立し、12月25日施行された。 同条例の改正を踏まえ、令和3年1月に、団長会において、議長から、引き続き、県議会として必要な体制の整備その他の措置を講ずるため、議会改革検討会議において議会業務継続計画(議会BCP)の検討が諮問され、検討が重ねられた。</p>

新

2 対象とする緊急事態

この計画（以下「本BCP*」という。）は、議会基本条例第11条第1項に規定する「大規模な災害その他の緊急事態」（以下「緊急事態」という。）であって、執行機関に災害対策本部等の災害対応組織（以下「災害対策本部等」という。）が設置される緊急事態を対象とする。

また、適用にあつては、災害対策本部等が設置されている間、議長の判断により適用するものとする。

*「BCP」については、資料編「参考資料3」（P28）参照。

緊急事態	設置基準	県に設置される組織
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に大規模な災害が発生（県内最大震度5弱以上）等①* ・県内最大震度6弱以上の観測②* ・大津波警報の発表② ・県内全域に大規模な災害が発生② 	災害対策本部
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報の発表、かつ、大規模な災害が発生等① ・大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報の発表又は見込み① ・県内全域に大規模な災害が発生② 	
南海トラフ地震	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表① 	
火山	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に大規模な災害が発生① ・県内全域に大規模な災害が発生② 	
原子力	（略）	
以下（略）	以下（略）	以下（略）

*①は第1次本部体制、②は第2次本部体制を表す。

※ 大規模な火事や事故等、上記以外の緊急事態で、議長が本BCPを適用する必要があると認める緊急事態も対象とする。

（例）上記基準に満たない緊急事態で、県内に相当規模の被害が発生し又は発生するおそれがあり、災害対策本部等が設置された場合等

旧

2 対象とする緊急事態

大規模な災害その他の緊急事態（以下「緊急事態」という。）であつて、執行機関に災害対策本部等の災害対応組織が設置される緊急事態を対象とする。

緊急事態	設置基準	県に設置される組織	
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に大規模な災害が発生（県内最大震度5強以上） ・県内最大震度6弱以上の観測 ・大津波警報の発表 ・県内全域に大規模な災害が発生 	災害対策本部	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報又は大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報が発表され、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報のいずれかが県下に発表される見込みがあるとき ・大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報のいずれかが県下に発表されたとき ・県内全域に大規模な災害が発生 		
南海トラフ地震	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表 		
火山	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に大規模な災害が発生 ・県内全域に大規模な災害が発生 		
原子力	（略）		
以下（略）	以下（略）		以下（略）

※ 大規模な火事や事故等、上記以外の緊急事態で、議長が本BCPを適用する必要があると認める緊急事態も対象とする。

（例）上記基準に満たない緊急事態で、県内に相当規模の被害が発生し

新	旧																						
<p>(参考) (略)</p> <p>3 議会、議長、議員及び議会局の役割と対応 (略)</p> <p>(1) 県議会の役割と対応 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">県議会の役割</th> <th style="text-align: center;">緊急事態発生時における役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 県の意思決定</td> <td>条例・予算等の議案審議</td> </tr> <tr> <td>② 政策立案等</td> <td rowspan="2">緊急事態関係予算への要望、国等への要望</td> </tr> <tr> <td>③ 意見書・決議等による意見表明</td> </tr> <tr> <td>④ 行財政運営の監視・評価</td> <td>緊急事態対策の効果の点検・監視・評価 防災・減災対策の検討</td> </tr> <tr> <td>⑤ 議会活動による課題等の把握、 県民への説明</td> <td>被災状況の確認、現地の要望の把握 緊急事態対策、議会活動の広報</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上を踏まえ、<u>県議会</u>は、次の対応をとる。</p> <p>ア 議会災害等対策会議の開催 <u>県議会</u>は、<u>県に災害対策本部等が設置された場合</u>、議長の判断の下、<u>議会災害等対策会議*</u>を開催し、<u>県議会</u>としての対応や取組方針等について協議する。(以下略)</p> <p>イ 予算・条例等の議案審議 <u>県議会</u>は、<u>議事機関</u>としての役割を果たすため、<u>執行機関</u>から提案された予算や条例等の議案の審議、議決を最優先で行う。</p> <p>ウ 被害状況、要望等の把握及び執行機関への提言 <u>県議会</u>は、<u>議員</u>による<u>緊急事態への対応活動</u>を通じて得られた地域の被害状況や県民・県内自治体の要望等を集約し、把握した様々な情報等について、<u>議会災害等対策会議</u>や<u>議会運営委員会</u>等において協議、調整の上、その結果を<u>執行機関</u>へ情報提供するとともに、<u>復旧・復興</u>に関する提言</p>	県議会の役割	緊急事態発生時における役割	① 県の意思決定	条例・予算等の議案審議	② 政策立案等	緊急事態関係予算への要望、国等への要望	③ 意見書・決議等による意見表明	④ 行財政運営の監視・評価	緊急事態対策の効果の点検・監視・評価 防災・減災対策の検討	⑤ 議会活動による課題等の把握、 県民への説明	被災状況の確認、現地の要望の把握 緊急事態対策、議会活動の広報	<p>又は発生するおそれがあり、<u>県危機管理対策本部等の災害対応組織</u>が設置された場合等 (参考) (略)</p> <p>3 議会、議長、議員及び議会局の役割と対応 (略)</p> <p>(1) 議会の役割と対応 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">県議会の役割</th> <th style="text-align: center;">緊急事態発生時における役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 県の意思決定 <u>(議決機能)</u></td> <td>条例・予算等の議案審議</td> </tr> <tr> <td>② 政策立案等</td> <td rowspan="2">緊急事態関係予算への要望、国等への要望</td> </tr> <tr> <td>③ 意見書・決議等による意見表明</td> </tr> <tr> <td>④ 行財政運営の監視・評価</td> <td>緊急事態対策の効果の点検・監視・評価 防災・減災対策の検討</td> </tr> <tr> <td>⑤ 議会活動による課題等の把握、 県民への説明</td> <td>被災状況の確認、現地の要望の把握 緊急事態対策、議会活動の広報 さらなる<u>要望等の把握</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>以上を踏まえ、<u>議会</u>は、次の対応をとる。</p> <p>ア 議会災害等対策会議の開催 <u>議会</u>は、<u>県に災害対策本部等が設置された場合</u>、議長の判断の下、<u>議会災害等対策会議*</u>を開催し、<u>議会</u>としての対応や取組方針等について協議する。(以下略)</p> <p>イ 予算・条例等の議案審議 <u>議会</u>は、<u>議決機関</u>としての役割を果たすため、<u>執行機関</u>から提案された予算や条例等の議案の審議、議決を最優先で行う。</p> <p>ウ 被害状況、要望等の把握及び執行機関への提言 <u>議会</u>は、<u>議員</u>による<u>議会活動</u>を通じて得られた地域の被害状況や県民・県内自治体の要望等を集約し、把握した様々な情報等について、<u>議会災害等対策会議</u>や<u>議会運営委員会</u>等において協議、調整の<u>うえ</u>、その結果を<u>執行機関</u>へ情報を提供するとともに、<u>復旧・復興</u>に関する提言等を行う。</p>	県議会の役割	緊急事態発生時における役割	① 県の意思決定 <u>(議決機能)</u>	条例・予算等の議案審議	② 政策立案等	緊急事態関係予算への要望、国等への要望	③ 意見書・決議等による意見表明	④ 行財政運営の監視・評価	緊急事態対策の効果の点検・監視・評価 防災・減災対策の検討	⑤ 議会活動による課題等の把握、 県民への説明	被災状況の確認、現地の要望の把握 緊急事態対策、議会活動の広報 さらなる <u>要望等の把握</u>
県議会の役割	緊急事態発生時における役割																						
① 県の意思決定	条例・予算等の議案審議																						
② 政策立案等	緊急事態関係予算への要望、国等への要望																						
③ 意見書・決議等による意見表明																							
④ 行財政運営の監視・評価	緊急事態対策の効果の点検・監視・評価 防災・減災対策の検討																						
⑤ 議会活動による課題等の把握、 県民への説明	被災状況の確認、現地の要望の把握 緊急事態対策、議会活動の広報																						
県議会の役割	緊急事態発生時における役割																						
① 県の意思決定 <u>(議決機能)</u>	条例・予算等の議案審議																						
② 政策立案等	緊急事態関係予算への要望、国等への要望																						
③ 意見書・決議等による意見表明																							
④ 行財政運営の監視・評価	緊急事態対策の効果の点検・監視・評価 防災・減災対策の検討																						
⑤ 議会活動による課題等の把握、 県民への説明	被災状況の確認、現地の要望の把握 緊急事態対策、議会活動の広報 さらなる <u>要望等の把握</u>																						

新	旧
<p>言等を行う。</p> <p>エ 国等への働きかけ <u>県議会</u>は、議会として把握した被害の状況や被災地域の要望等を踏まえ、必要に応じ、<u>議会運営委員会や常任委員会</u>等において協議、調整の上、国へ要望等を行うほか、国会や関係行政庁に対し、意見書の提出を行う。</p> <p>(2) 議長の役割と対応 議長は、<u>県議会</u>の代表として、緊急事態発生時においても<u>県議会</u>がその機能を維持することができるよう、適宜、<u>議会局長</u>に指示を行うとともに、次の対応をする。<u>なお、議会の運営に関しては、法令の定めるところによる。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 議会災害等対策会議の招集、開催 議長は、<u>県に災害対策本部等が設置された場合</u>、<u>議会災害等対策会議</u>を開催することが<u>適当と判断した場合</u>は、招集し、<u>県議会</u>としての対応や取組方針等について協議する。</p> <p>ウ 議長の職務代行 議長に<u>事故がある場合は</u>、副議長がその職務を代行する。 議長及び副議長ともに<u>事故がある場合は、別に定めがある場合を除き</u>、<u>議会運営委員会委員長</u>が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 議員の役割と対応 議員は、<u>県民の代表として</u>、<u>県民の多様な意見を把握し、会議等での審議を通じて、県民の意思を的確に県政に反映させるとともに、県民に説明する役割が求められている。</u> 緊急事態発生時における議員の役割としては、①<u>地域の一員である地元議員としての役割</u>、②<u>県議会の構成員としての役割</u>がある。</p>	<p>言等を行う。</p> <p>エ 国等への働きかけ 議会は、議会として把握した被害の状況や被災地域の要望等を踏まえ、必要に応じ、<u>議会災害等対策会議</u>や<u>議会運営委員会</u>等において協議、調整の<u>うえ</u>、国へ要望等を行うほか、国会や関係行政庁に対し、意見書の提出を行う。</p> <p>(2) 議長の役割と対応 議長は、議会の代表として、緊急事態発生時においても<u>議会</u>がその機能を維持することができるよう、適宜、<u>議会局長</u>に指示を行うとともに、次の対応をする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 議会災害等対策会議の招集、開催 議長は、<u>県に災害対策本部等が設置された場合</u>、<u>議会災害等対策会議</u>を開催することが<u>適当と判断した場合</u>は、招集し、<u>議会</u>としての対応や取組方針等について協議する。</p> <p>ウ 議長の職務代行 議長に<u>事故があり、連絡がとれないときは</u>、副議長がその職務を代行する。議長及び副議長ともに<u>事故があり、連絡がとれない場合は</u>、<u>議会運営委員会委員長</u>が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 議員の役割と対応 議員は、<u>県民の代表として</u>、<u>県民の多様な意見を把握し、会議等での審議を通じて、県民の意思を的確に県政に反映させるとともに、県民に説明する役割が求められている。</u> 緊急事態発生時における議員の役割としては、①<u>地域の一員である地元議員としての役割</u>、②<u>議会の構成員としての役割</u>がある。</p>

新	旧
<p><u>なお、会期中及び閉会中に緊急事態が発生した場合の基本的な対応はP10、P11の表に記載のとおりである。</u> <u>以上を踏まえ、議員は次の対応をとる。</u></p> <p>ア 安否情報等の連絡 県議会が緊急事態発生時における役割を果たすため、その構成員である議員は、次により、速やかに自己の安否及び罹災状況等について、議長に連絡する。</p> <p>(7) 議会局による安否確認 (略)</p> <p>(4) 議員からの安否連絡 <u>安否確認メールやその他の通信手段等の活用により、議員からも可能な限り議会局に安否連絡を行う。</u> <u>なお、閉会中に緊急事態が発生し、被災により情報通信回線や交通環境が遮断された場合には、急遽、臨時会等を開催することになっても、議員は、安否情報の連絡や参集、登庁が物理的にできないことも想定される。このような場合には、県内にいる場合は、各地域県政総合センターに設置される県現地対策本部や、最寄りの県機関、市町村役場等を通じて、また、県外にいる場合は、最寄りの官公庁に相談するなどして、その状況下でとりうる最善の方法により、自己の安否状況等を、議長や会派団長、議会局にできるだけ速やかに連絡し、対応を図るものとする。</u> <small>※ 障害発生により連絡ができない場合は、障害の回復を待って速やかに連絡する。</small></p> <p>イ 地域の一員としての活動 議員は、緊急事態発生後の初期の段階で、県議会の活動が決定しない間については、議長から参集指示があるまでは、自らの安全を確保し、緊急事態の状況を確認し、地域の一員として、地域における緊急事態への対応活動に努める。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>以上を踏まえ、議員は次の対応をとる。</p> <p>ア 安否情報等の連絡 議会が緊急事態発生時における役割を果たすため、その構成員である議員は、次により、速やかに自己の安否及び罹災状況等について、議長に連絡する。</p> <p>(7) 議会局による安否確認 (略)</p> <p>(4) 議員からの安否連絡 緊急事態発生時に、議会局から安否確認の連絡がない場合は、議員は、状況に応じて、議会局に安否及び罹災状況等について連絡するよう努める。※ 障害発生により連絡ができない場合は、障害の回復を待って速やかに連絡する。</p> <p>イ 地域の一員としての活動 議員は、緊急事態発生後の初期の段階で、議会の活動が決定しない間については、議長から参集指示があるまでは、自らの安全を確保し、緊急事態の状況を確認し、地域の一員として、地域における緊急事態への対応活動に努める。</p> <p>ウ (略)</p>

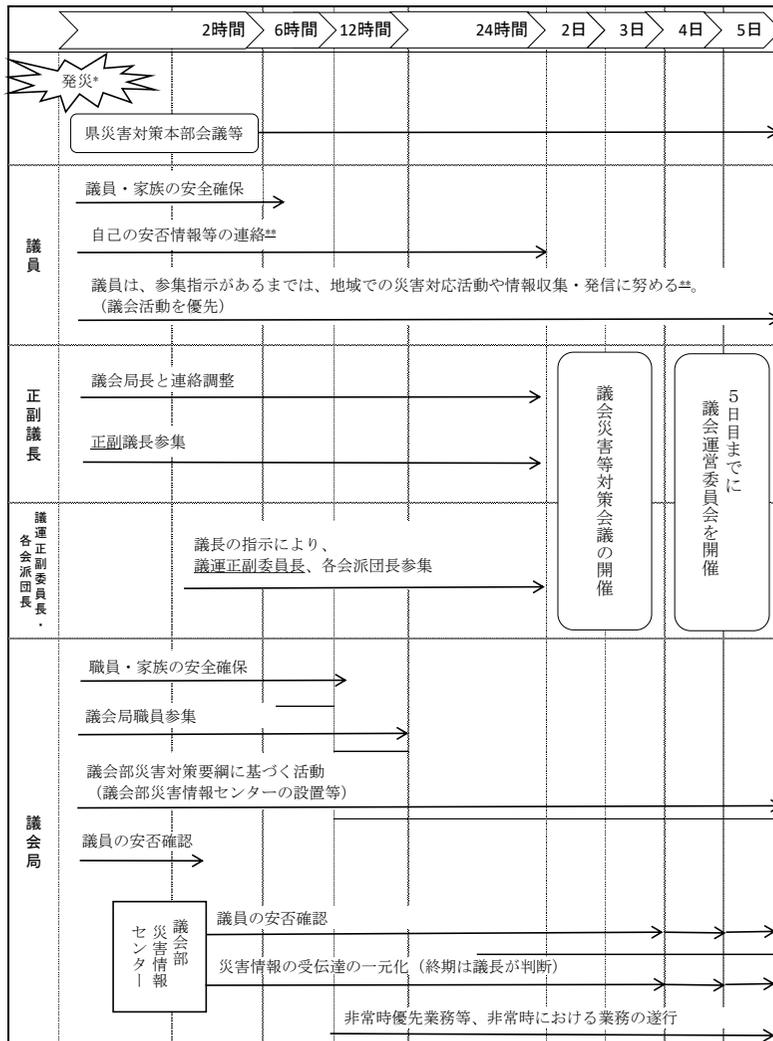
新	旧
<p>エ 地域における要望事項等の伝達 (略) *「議会部災害情報センター」については、(4)エ参照</p> <p>オ 議会活動の優先 議員は、<u>地域における活動と議会活動</u>(本会議、委員会等への出席等)が競合する場合は、県議会が議事機関、県民代表の機関としての役割を果たせるよう、議員は議会活動を優先する。</p> <p>(4) 議会局の役割と対応 議会局は、議長の指示の下、緊急事態発生時においても議会活動が継続できるよう、<u>議会、議長及び議員</u>を補佐する。</p> <p>ア 議員の安否確認 緊急事態が発生したときは、議会局長は、その状況に応じ、安否確認メール等(電話や電子メール等を含む。)により、議員の安否確認を行う。 <u>(参照) P 5 「(3)ア(7)議会局による安否確認」</u></p> <p>イ 議員との情報の受伝達 (略)</p> <p>ウ 議会部災害対策要綱に基づく活動 執行機関に災害対策本部等が設置された場合、議会局は、<u>神奈川県災害対策本部及び神奈川県地震災害警戒本部の議会部の災害対策要綱</u>(以下「<u>議会部災害対策要綱</u>」という。)に基づく活動*を行う。 * 配備編成計画による職員の緊急参集、議会部災害情報センター設置、災害情報の受伝達等</p> <p>エ 議会部災害情報センターの設置、運営 (略) (参考) 災害対策本部等が設置された場合に必要に応じて設置 (<u>議会部災害対策要綱</u>第6条)。</p>	<p>エ 地域における要望事項等の伝達 (略) *「議会部災害情報センター」については、(4)エ(P6)参照</p> <p>オ 議会活動の優先 本会議、委員会等が開催される場合は、県議会が議事機関、県民代表の機関としての役割を果たせるよう、議員は議会活動を優先する。</p> <p>(4) 議会局の役割と対応 議会局は、議長の指示の下、緊急事態発生時においても議会活動が継続できるよう、<u>議会活動</u>を補佐する。</p> <p>ア 議員の安否確認 緊急事態が発生したときは、議会局長は、その状況に応じ、安否確認メール等(電話や電子メール等を含む。)により、議員の安否確認を行う。</p> <p>イ 議員との情報の受伝達 (略)</p> <p>ウ 議会部災害対策要綱に基づく活動 執行機関に災害対策本部等が設置された場合、議会局は、<u>議会部災害対策要綱</u>に基づく活動*を行う。 * 配備編成計画による職員の緊急参集、<u>議会部災害情報センター</u>の設置、災害情報の受伝達等</p> <p>エ 議会部災害情報センターの設置、運営 (略) (参考) 災害対策本部等が設置された場合に必要に応じて設置 (<u>神奈川県災害対策本部及び神奈川県地震警戒対策本部の議会部の災害対策要綱</u>第6条)。</p>

新	旧
<p>オ 執行機関との情報受伝達、<u>災害対策本部等の会議への出席等</u> 議会局長は、執行機関に災害対策本部等が設置された場合、本部会議に出席し*、情報収集等の活動を行う。また、災害対策本部等との間において、円滑な情報の受伝達を行い、<u>県議会</u>の意思を的確に伝達する。 * 議会局は、災害対策本部、<u>新型インフルエンザ等対策本部</u>、<u>国民保護対策本部</u>等に本部員として参画している。</p> <p>カ 非常時優先業務の実施 (略) (主な業務) 正副議長・各党派団長・議員との連絡調整、議会部災害情報センター設置、議会災害等対策会議等の会議の開催調整、議会の情報提供、予算の経理、国等への要望等</p> <p>4 執行機関との関係 <u>県議会</u>は、緊急事態発生時、執行機関が初動体制や応急対応に専念できるよう、次の事項に留意する。 (1) <u>執行機関の緊急事態対応を優先するための議事運営、業務遂行上の配慮</u> 緊急事態発生後の被災状況の把握や緊急対策の検討等を行う段階においては、執行機関の意向を確認し、休会や、出席理事者の縮小(欠席)、<u>要望の一元化</u>など、執行機関が緊急事態への対応を優先することができるよう、<u>議事運営、業務遂行上の配慮</u>をする。 (2) <u>速やかな予算執行等を可能とする柔軟な審議方法の採用</u> 緊急事態関係の<u>条例・補正予算等の議案</u>審議に当たっては、速やかな<u>事務執行や予算執行等</u>ができるよう、<u>条例・予算案の説明、議案の提案、委員会審査、本会議議決等の日程</u>などの審議方法について、執行機関の意向を考慮し、柔軟に対応する。</p> <p>5 市町村や国との関係 (1) <u>市町村との関係</u> 県議会は、広域的地方公共団体の議会として、被災市町村の被災状況や、<u>要望事項等の把握</u>に努め、必要に応じ、執行機関に対する要請や国の関係省庁等への要望等を行うなど、市町村の災害対応への支援に努める。</p>	<p>オ 執行機関との情報受伝達、<u>県対策本部等の会議への出席等</u> 議会局長は、執行機関に災害対策本部等が設置された場合、本部会議に出席し*、情報収集等の活動を行う。また、災害対策本部等との間において、円滑な情報の受伝達を行い、<u>議会</u>の意思を的確に伝達する。 * 議会局は、災害対策本部、<u>新型インフルエンザ等対策本部</u>、<u>国民保護対策本部</u>に本部員(<u>議会部</u>)として参画している。</p> <p>カ 非常時優先業務の実施 (略) (主な業務) 正副議長・各党派団長・議員との連絡調整、議会部災害情報センターの設置、<u>議会災害等対策会議等の会議の開催調整</u>、議会の情報提供、予算の経理、国等への要望等</p> <p>4 執行機関との関係 <u>議会</u>は、緊急事態発生時、執行機関が初動体制や応急対応に専念できるよう、次の事項に留意する。 (1) <u>執行機関の緊急事態対応を優先するための議事運営上の配慮</u> 緊急事態発生後の被災状況の把握や緊急対策の検討等を行う段階においては、執行機関の意向を確認し、休会や、出席理事者の縮小(欠席)など、執行機関が緊急事態への対応を優先することができるよう、<u>議事運営上の配慮</u>をする。 (2) <u>速やかな予算執行等を可能とする柔軟な審議方法の採用</u> 緊急事態関係補正予算の審議に当たっては、速やかな<u>予算執行等</u>ができるよう、<u>予算案の説明、議案の提案、委員会審査、本会議議決等の日程</u>などの審議方法について、執行機関の意向を考慮し、柔軟に対応する。</p> <p>5 市町村や国との関係 (1) <u>市町村との関係</u> 県議会は、広域的地方公共団体の議会として、被災市町村の被災状況や、<u>要望事項等の把握</u>に努め、必要に応じ、<u>県の執行機関</u>に対する要請や国の関係省庁等への要望等を行うなど、市町村の災害対応への支援に努める。</p>

新	旧																		
<p>(2) 国等との関係 政府調査団の来訪時の要望書の提出や、国会、関係行政庁への意見書の提出等を行うことにより、被災地の復旧や被災者の生活再建、災害に強い地域づくり等に向けた国への要望提案活動を積極的に行う。</p> <p>6 緊急事態への備え (1) 議会施設が使用できない場合の対応 ア 代替施設や場所の確保 議会施設が、物理的な損壊又はその他の事情（感染症のクラスター発生等）により、その一部又は全部を使用することができない場合、執行機関等に代替施設や場所を<u>確認し、確保</u>することになると想定される。代替施設や場所の確保に<u>当たっては、次の順で確認するものとする。</u> (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">参考</p> <p>～本庁庁舎の耐震性能について～ 大規模地震・津波発生時における本庁機能の確保に向け、平成25年2月に策定した「本庁庁舎耐震対策基本構想」に基づき、本庁庁舎地震・津波対策を実施し、次のとおり本庁庁舎の耐震性が確保されている。</p> <p>【耐震性能】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">本庁舎</td> <td style="width: 25%;">耐震</td> <td rowspan="4" style="width: 50%; vertical-align: top;">○震度6強～7程度の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い程度まで耐震性を確保</td> </tr> <tr> <td>新庁舎(エネルギーセンター棟)</td> <td>免震</td> </tr> <tr> <td>東庁舎</td> <td>免震</td> </tr> <tr> <td>西庁舎</td> <td>制震</td> </tr> </table> <p>(略)</p> </div> <p>イ オンラインによる会議開催の環境整備 本会議以外の委員会、協議・調整の場等について、オンラインで会議を開催できる<u>よう環境を整備</u>する。 なお、議員のモバイルパソコン上でもオンライン会議ができるよう、議員のモバイルパソコンにはオンライン会議に必要なアプリを導入する。</p>	本庁舎	耐震	○震度6強～7程度の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い程度まで耐震性を確保	新庁舎(エネルギーセンター棟)	免震	東庁舎	免震	西庁舎	制震	<p>(2) 国等との関係 政府調査団の来訪時の要望書の提出や、国会、関係行政庁への意見書に<u>基づく要請等</u>を行うことにより、被災地の復旧や被災者の生活再建、災害に強い地域づくり等に向けた国への要望提案活動を積極的に行う。</p> <p>6 緊急事態への備え (1) 議会施設が使用できない場合の対応 ア 代替施設や場所の確保 議会施設が、物理的な損壊又はその他の事情（感染症のクラスター発生等）により、その一部又は全部を使用することができない場合、執行機関等と<u>協議、調整</u>のうえで代替施設や場所を確保することになると想定される。代替施設や場所の確保に<u>あたっては、次の順で協議、調整を図るものとする。</u> (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">参考</p> <p>～本庁庁舎の耐震性能について～ 大規模地震・津波発生時における本庁機能の確保に向け、平成25年2月に策定した「本庁庁舎耐震対策基本構想」に基づき、本庁庁舎地震・津波対策を実施し、次のとおり本庁庁舎の耐震性が確保されている。</p> <p>【耐震性能】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">本庁舎</td> <td style="width: 25%;">耐震</td> <td rowspan="4" style="width: 50%; vertical-align: top;">○震度6強～7程度の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い程度まで耐震性を確保</td> </tr> <tr> <td>新庁舎(エネルギーセンター棟)</td> <td>免震</td> </tr> <tr> <td>第二分庁舎</td> <td>制震</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> </div> <p>イ オンラインによる会議開催の検討 本会議以外の委員会、協議調整の場等について、オンラインで会議を開催できる環境が<u>整っている場合*</u>には、オンライン会議の開催を検討する。 なお、議員のモバイルパソコン上でもオンライン会議ができるよう、議員のモバイルパソコンにはオンライン会議に必要なアプリを導入する。</p>	本庁舎	耐震	○震度6強～7程度の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い程度まで耐震性を確保	新庁舎(エネルギーセンター棟)	免震	第二分庁舎	制震		
本庁舎	耐震	○震度6強～7程度の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い程度まで耐震性を確保																	
新庁舎(エネルギーセンター棟)	免震																		
東庁舎	免震																		
西庁舎	制震																		
本庁舎	耐震	○震度6強～7程度の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い程度まで耐震性を確保																	
新庁舎(エネルギーセンター棟)	免震																		
第二分庁舎	制震																		

新	旧
<p>* 平時から通信環境や議会クラウドの維持管理など、会議開催に当たって必要となる環境の整備を図るものとする。なお、オンライン会議開催に当たり、法令・規則等や通信環境等において課題がある場合には、その課題を解決する必要がある。</p> <p>(2) 緊急通行車両の指定 正副議長車及び議会局が管理する共用車について、緊急通行車両の事前届出を行い、緊急事態発生時には、<u>同届出に基づき、緊急通行車両確認証明書と確認標章</u>の交付を受ける。</p> <p>(3) 平時の訓練 (略)</p> <p>(4) 物資の備蓄 (略)</p> <p>ア 食料品 主食系の食糧、飲料水 数量は、議員、傍聴者用*として、3日×3食分 *職員用は防災担当部局で備蓄（食糧及び飲料水3日分）</p> <p>イ 資機材 その他緊急事態発生時に備蓄しておくことが必要と思われるもの (例) 毛布等暖房用具、<u>救急セット</u>等</p> <p>ウ 感染症対策資材 (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 本BCPの見直し 本BCPは、必要に応じて、<u>団長会</u>において見直しを行う。 なお、字句修正等、軽微な事項の修正は、議長において行う。</p> <p>7 緊急事態発生からの基本的な対応 (略)</p>	<p>* 会議開催にあたり、本県議会として、法令・規則等や通信環境等における課題等が解決された場合を想定している。</p> <p>(2) 緊急通行車両の指定 正副議長車及び議会局が管理する共用車について、緊急通行車両の事前届出を行い、緊急事態発生時には、緊急通行車両<u>認識票及び緊急通行車両証明書</u>の交付を受ける。</p> <p>(3) 平時の訓練 (略)</p> <p>(4) 物資の備蓄 (略)</p> <p>ア 食料品 主食系の食糧、飲料水 数量は、議員、傍聴者用*として、3日×3食分 *職員用は防災担当部局で備蓄（飲料水及び食料3日分）</p> <p>イ 資機材 その他緊急事態発生時に備蓄しておくことが必要と思われるもの (例) 毛布等暖房用具</p> <p>ウ 感染症対策資材 (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 本BCPの見直し 本BCPは、必要に応じて、見直しを行う。 なお、字句修正等、軽微な事項の修正は、議長において行う。</p> <p>7 緊急事態発生からの基本的な対応 (略)</p>

緊急事態発生時における基本的な対応

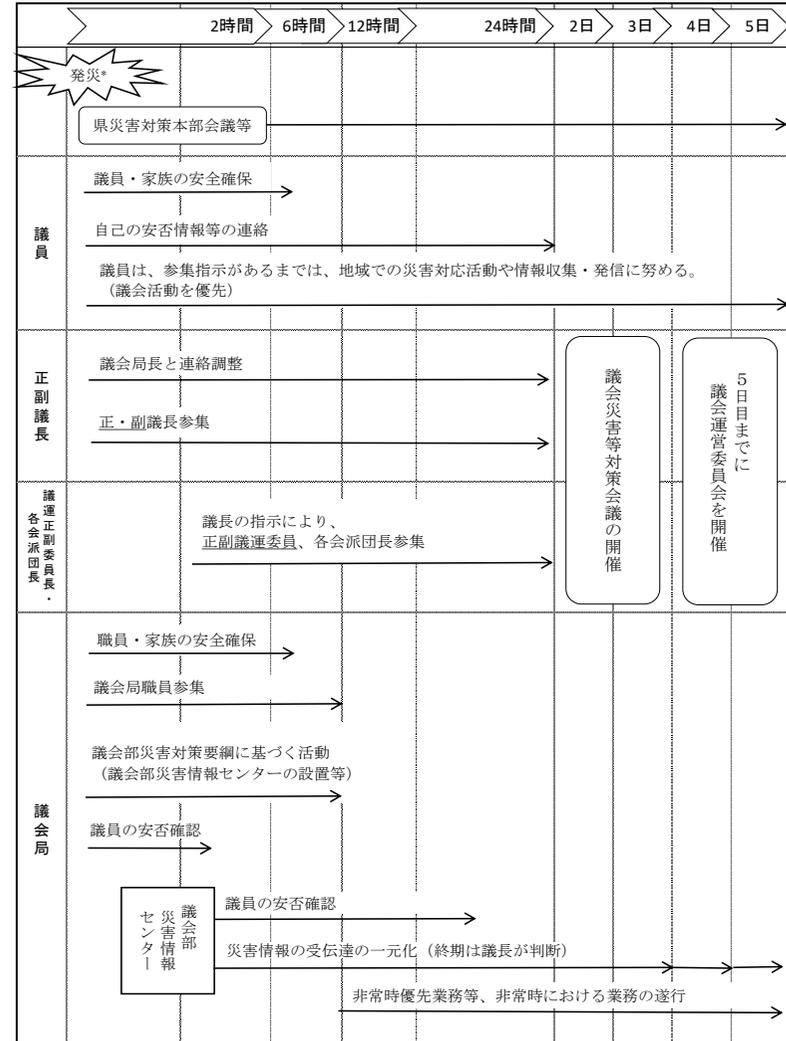


* P2「2」対象とする緊急事態」参照。

** 閉会中に緊急事態が発生し、被災により情報通信回線や交通環境が遮断された場合には、県内にいる場合は、各地域県政地域総合センターに設置される県現地対策本部や、最寄りの県機関、市町村役場等を通じて、また、県外にいる場合は、最寄りの官公庁に相談するなどして、その状況下でとりうる最善の方法により、自己の安否状況等を議長や会派団長、議会議局にできるだけ速やかに連絡し、対応を図るものとする。

※災害の規模や被災状況等により上記対応の時系列は変化することが想定されるため、臨機に対応する。

緊急事態発生時における基本的な対応



* P2「対象とする緊急事態」参照。

※災害の規模や被災状況等により上記対応の時系列は変化することが想定されるため、臨機に対応する。

(参考) 議員が登庁している場合の発災直後からの対応
(傍聴者や来庁者がある場合を含む。)

		発災直後	放送指示による行動や対応協議
		 発災*	
		県災害対策本部会議等 	
会議開催中 (本会議・委員会等)	議員	議長、委員長等は会議を暫時休憩 → 議員は、議長、委員長等及び庁内放送の指示***により行動。 (身の安全を確保、控室(放送の指示があった場合は指示された場所)へ避難) →	議長、委員長等は、関係者(議運正副委員長、正副委員長、議会議長等)と再開、閉会等を協議***。 →
	傍聴者	傍聴者は、議長、委員長等、議会議長及び庁内放送の指示***により行動。 (身の安全を確保、傍聴者控室(放送の指示があった場合は指示された場所)へ避難) →	
	** 議会局	職員は、議長、委員長等及び庁内放送の指示***により行動。 (身の安全を確保、安全確認後、議長、委員長等の指示に従い、議員、傍聴者を避難誘導。室内から退出後、自室(放送の指示があった場合は指示された場所)へ避難) →	
(会議非開催中 等)	議員	議員は、庁内放送の指示***により行動。 (身の安全を確保し、その場で待機。安全確認後、自室(正副議長室、控室等)へ避難*** (放送の指示があった場合は指示された場所へ避難。)) →	
	傍聴者 来庁者	傍聴者、来庁者は、庁内放送の指示***により行動。 (身の安全を確保し、その場で待機。安全確認後、傍聴者控室、控室等へ避難(放送の指示があった場合は指示された場所へ避難。)) →	
	議会局	職員は、庁内放送の指示***により行動。 (身の安全を確保し、その場で待機。安全確認後、放送の指示により、議員、傍聴者を避難誘導し、自室に戻る(放送の指示があった場合は、避難誘導後、指示された場所へ避難。)) →	

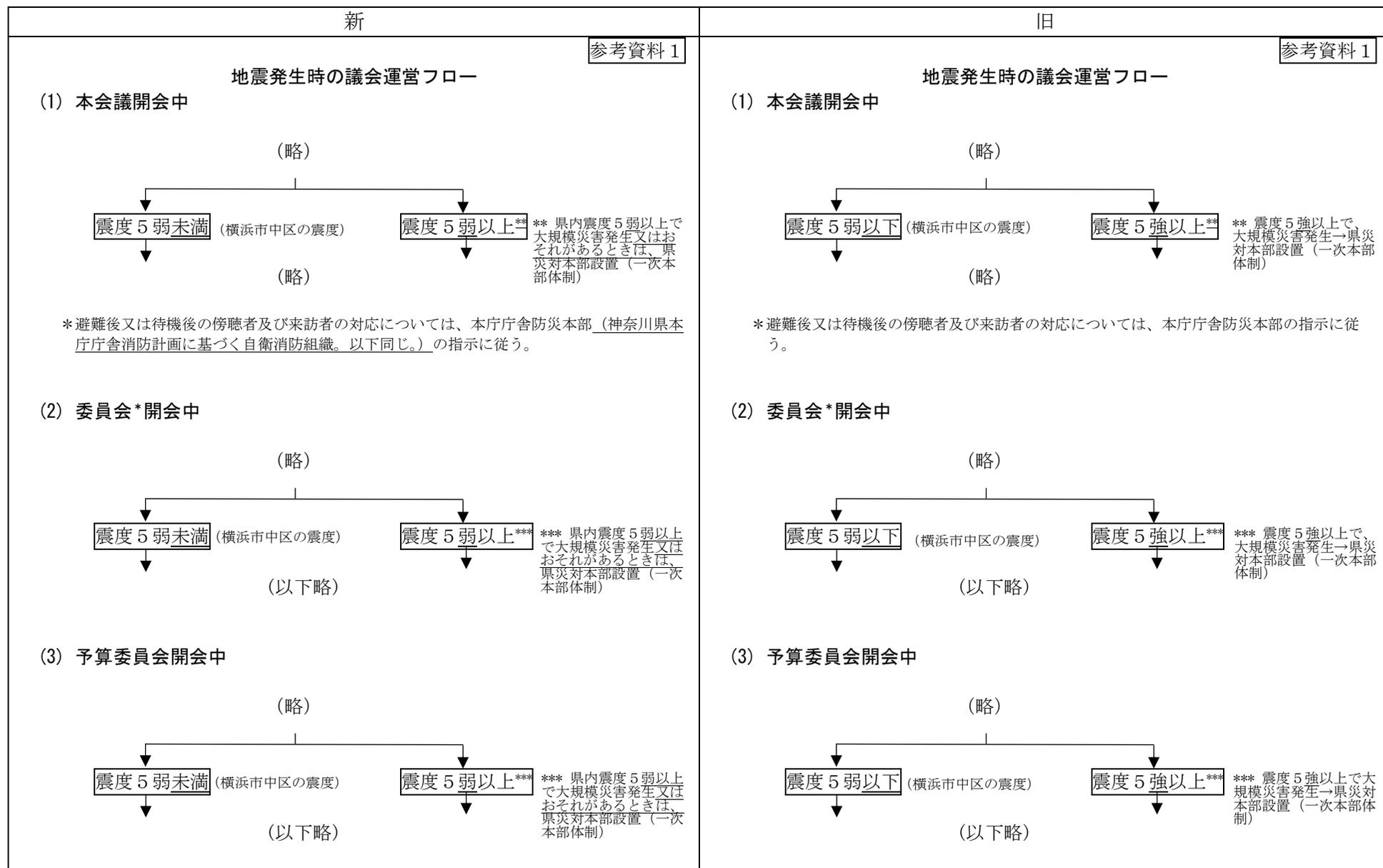
* 緊急地震速報、地震発生、風水害に関する特別警報、火山噴火、Jアラート(ミサイル発射情報)等
 ** 議案説明会、団長会、協議・調整の場、議連等を含む。
 *** 地震発生時は、原則としてその場にとどまる。火災発生時は原則として本庁舎駐車場に避難する。
 **** 津波警報発令時は2階以上に避難する。
 ***** その後、必要に応じ、議運正副委員長の判断により議会運営委員会を開催し、今後の議会運営について協議。
 ※災害の規模や被災状況等により上記対応の時系列は変化することが想定されるため、臨機に対応する。

(参考) 議員が登庁している場合の発災直後からの対応
(傍聴者や来庁者がある場合を含む。)

		発災直後	放送指示による行動や対応協議
		 発災*	
		県災害対策本部会議等 	
会議開催中 (本会議・委員会等)	議員	招集権者(議長、委員長等)は会議を暫時休憩 → 議員は、招集権者及び庁内放送の指示より行動。 (身の安全を確保、控室(放送の指示があった場合は本庁舎駐車場)へ避難) →	招集権者は、関係者(議運正副委員長、正副委員長、議会議長等)と再開、閉会等を協議***。 →
	傍聴者	傍聴者は、招集権者、議会議長及び庁内放送の指示より行動。 (身の安全を確保、傍聴者控室(放送の指示があった場合は本庁舎駐車場)へ避難) →	
	** 議会局	職員は、招集権者及び庁内放送の指示より行動。 (身の安全を確保、安全確認後、招集権者の指示に従い、議員、傍聴者を避難誘導。室内から退出後、自室(放送の指示があった場合は本庁舎駐車場)へ避難) →	
(会議非開催中 等)	議員	議員は、庁内放送の指示より行動。 (身の安全を確保し、その場で待機。安全確認後、自室(正副議長室、控室等)へ避難*** (放送の指示があった場合は本庁舎駐車場へ避難。)) →	
	傍聴者 来庁者	傍聴者、来庁者は、庁内放送の指示より行動。 (身の安全を確保し、その場で待機。安全確認後、傍聴者控室、控室等へ避難(放送の指示があった場合は本庁舎駐車場へ避難。)) →	
	議会局	職員は、庁内放送の指示より行動。 (身の安全を確保し、その場で待機。安全確認後、放送の指示により、議員、傍聴者を避難誘導し、自室に戻る(放送の指示があった場合は、避難誘導後、本庁舎駐車場へ避難。)) →	

* 緊急地震速報、地震発生、風水害に関する特別警報、火山噴火、Jアラート(ミサイル発射情報)等
 ** 議案説明会、団長会、協議・調整の場、議連等を含む。
 *** その後、議運正副委員長の判断により議会運営委員会を開催し、今後の議会運営について協議。
 ※災害の規模や被災状況等により上記対応の時系列は変化することが想定されるため、臨機に対応する。

新	旧
<p data-bbox="622 475 680 512">余白</p>	<p data-bbox="1592 443 1650 480">余白</p>
<p data-bbox="600 1070 680 1107">資料編</p>	<p data-bbox="1570 1070 1650 1107">資料編</p>



新	旧
<p>(5) 会期中夜間、休会日、閉会中で、議員や県民が庁内にいない場合</p> <p>(略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(5) 会期中夜間、休会日、閉会中で、議員や県民が庁内にいない場合</p> <p>(略)</p> <p>(以下略)</p>
<p style="text-align: center;">余白</p>	<p style="text-align: center;">余白</p>
<p style="text-align: right;">参考資料 2</p> <p style="text-align: center;">＜感染症への対応について＞</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: right;">参考資料 2</p> <p style="text-align: center;">＜感染症への対応について＞</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

新	旧																				
<p>1 基本的な考え方 (略)</p> <p>2 対象とする感染症 (略) * 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(特措法第6条)及び「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」(同法第7条)が対象とする感染症。<u>これ以外の感染症で対応が必要な場合は、本BCPに準じて対応するものとする。</u> (略)</p> <p>3 発生段階について (略)</p> <p>4 議会における対応 (1) 基本的な考え方 (略)</p> <p>(2) 発生段階に応じた対応例 ア 海外発生期</p> <table border="1"> <tr> <td>議会の対応</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>議員の対応</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>議会局の対応</td> <td>○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 災害対策本部等の会議が開催された場合は、会議に出席し、内容や結果等を議員に伝達</td> </tr> </table> <p>イ 県内未発生期</p> <table border="1"> <tr> <td>議会の対応</td> <td>○ (略) ○ (略) ○ 議会としての感染予防対策を検討、必要に応じて実施(手指消毒剤の設置等) ○ (略)</td> </tr> <tr> <td>議員の対応</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	議会の対応	(略)	議員の対応	(略)	議会局の対応	○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 災害対策本部等の会議が開催された場合は、会議に出席し、内容や結果等を議員に伝達	議会の対応	○ (略) ○ (略) ○ 議会としての感染予防対策を検討、必要に応じて実施(手指消毒剤の設置等) ○ (略)	議員の対応	(略)	<p>1 基本的な考え方 (略)</p> <p>2 対象とする感染症 (略) * 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(特措法第6条)及び「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」(同法第7条)が対象とする感染症。 (略)</p> <p>3 発生段階について (略)</p> <p>4 議会における対応 (1) 基本的な考え方 (略)</p> <p>(2) 発生段階に応じた対応例 ア 海外発生期</p> <table border="1"> <tr> <td>議会の対応</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>議員の対応</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>議会局の対応</td> <td>○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 県対策本部等の会議が開催された場合は、会議に出席し、内容や結果等を議員に伝達</td> </tr> </table> <p>イ 県内未発生期</p> <table border="1"> <tr> <td>議会の対応</td> <td>○ (略) ○ (略) ○ 感染予防対策を検討、必要に応じて実施(手指消毒剤の設置等) ○ (略)</td> </tr> <tr> <td>議員の対応</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	議会の対応	(略)	議員の対応	(略)	議会局の対応	○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 県対策本部等の会議が開催された場合は、会議に出席し、内容や結果等を議員に伝達	議会の対応	○ (略) ○ (略) ○ 感染予防対策を検討、必要に応じて実施(手指消毒剤の設置等) ○ (略)	議員の対応	(略)
議会の対応	(略)																				
議員の対応	(略)																				
議会局の対応	○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 災害対策本部等の会議が開催された場合は、会議に出席し、内容や結果等を議員に伝達																				
議会の対応	○ (略) ○ (略) ○ 議会としての感染予防対策を検討、必要に応じて実施(手指消毒剤の設置等) ○ (略)																				
議員の対応	(略)																				
議会の対応	(略)																				
議員の対応	(略)																				
議会局の対応	○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 県対策本部等の会議が開催された場合は、会議に出席し、内容や結果等を議員に伝達																				
議会の対応	○ (略) ○ (略) ○ 感染予防対策を検討、必要に応じて実施(手指消毒剤の設置等) ○ (略)																				
議員の対応	(略)																				

新		旧	
議会局の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 災害対策本部等の会議が開催された場合は、会議に出席し、内容や結果等を議員に伝達 	議会局の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 県対策本部等の会議が開催された場合は、会議に出席し、内容や結果等を議員に伝達
ウ 県内発生早期		ウ 県内発生早期	
議会の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ 議会災害等対策会議の開催を検討、必要に応じて開催 ○ 議会としての感染拡大防止に向けた取組を検討 ○ 感染予防対策の強化を検討（手指消毒剤の設置等） ○ (略) ○ 執行機関への協力を検討、必要に応じて開始（会議室の貸出し等） 	議会の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ 議会災害等対策会議の開催を検討 ○ 感染拡大防止に向けた取組を検討 ○ 感染予防対策の強化を検討（手指消毒剤の設置等） ○ (略) ○ 執行機関への協力を検討、開始（会議室の貸出し等）
議員の対応	(略)	議員の対応	(略)
議会局の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 災害対策本部等の会議が開催された場合は、会議に出席し、内容や結果等を議員に伝達 	議会局の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 県対策本部等の会議が開催された場合は、会議に出席し、内容や結果等を議員に伝達
エ 県内感染期		エ 県内感染期	
議会の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ 議会としての感染拡大防止に向けた取組を検討以下 (略) 	議会の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ 感染拡大防止に向けた取組を検討以下 (略)
議員の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ 県内外への不要不急の外出、会食の可能な限りの自粛など、感染予防対策の強化を検討 ○ (略) 	議員の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ 県内外への外出、不要不急の外出、会食の可能な限りの自粛検討など、感染予防対策の強化を検討 ○ (略)

新		旧	
議会局の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 県内外への不要不急の外出、会食の自粛など、感染予防対策の強化を検討) ○ (略) ○ (略) ○ 災害対策本部等の会議が開催された場合は、会議に出席し、内容や結果等を議員に伝達 	議会局の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 県内外への<u>外出</u>、不要不急の外出、会食の自粛など、感染予防対策の強化を検討 ○ (略) ○ (略) ○ 県対策本部等の会議が開催された場合は、会議に出席し、内容や結果等を議員に伝達
オ 小康期		オ 小康期	
議会の対応	(略)	議会の対応	(略)
議員の対応	(略)	議員の対応	(略)
議会局の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 災害対策本部等の会議が開催された場合は、会議に出席し、内容や結果等を議員に伝達 	議会局の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 県対策本部等の会議が開催された場合は、会議に出席し、内容や結果等を議員に伝達
参考資料 3		(新設)	
<p>国による業務継続計画及び事業継続計画の定義</p> <p>○業務継続計画とは 業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。 （平成28年2月内閣府（防災担当）「内閣府大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」）</p> <p>○事業継続計画（BCP）と業務継続計画（COOP） 緊急時の重要業務の継続を目的とした計画を、米国では、民間企業を対象としたものはBCP：Business Continuity Plan(事業継続計画)と呼び、官庁を</p>			

新	旧			
<p>対象としたものはCOOP: Continuity of Operation(業務継続)と呼んでいる場合が多い。</p> <p>両者の用語はほとんど同じ意味で使われている場合も多い。しかし、BCPは事業継続のためのブランド維持、マーケットシェア確保、顧客保護等も含めた広い目的を有するものであるのに対して、COOPは業務継続の担保が中心課題であるとする見方もある。</p> <p>また、民間企業の場合は、社員やその家族等の人命救助や二次災害の防止と並んで、事業(Business)の継続が最優先事項の1つであるのに対して、官公庁の場合は危機的状況の下での重要な業務(Operation)の中断防止が目的であることが名称にも反映されているのであり、両者には基本的に大きな差が無いとする見方もある。</p> <p>米国を例にするだけでも、このようにBCPとCOOPの概念整理についていろいろな見方がある中で、どちらかの用語を用いることは混乱を招く恐れもあることから、本ガイドラインでは、計画の名称を、和名の「業務継続計画」に統一することとした。</p> <p>和名の「事業継続計画」と「業務継続計画」の使い分けについては、企業等の場合には多数の「業務」が相互に連携しながら実施され、全体として一つの「事業」を構成するということが多いのに対して、官公庁の場合には業務の総体を「事業」と呼ぶことも一般的ではないことから、「業務継続」という呼称の方が馴染みやすいものと考えられる。本ガイドラインにおいても、その考え方により「業務継続計画」という呼称を用いることとした。</p> <p>(平成19年6月内閣府(防災担当)「中央省庁業務継続ガイドライン第1版～首都直下地震への対応を中心として～」)</p>				
<p style="text-align: right;">参考資料 4</p> <p style="text-align: center;">神奈川県議会 緊急事態に関連した例規</p> <p>神奈川県議会基本条例(抄)</p> <p>(大規模な災害その他の緊急事態への対応)</p> <p>第11条 県議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、迅速かつ的確に状況の把握その他の調査活動を行うとともに、県議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。</p> <p>2 県議会は、前項の調査活動及び対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の整備その他の措置を講ずるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 1321 1093 1388"> <tr> <td>神奈川県議会議員災害活動要綱</td> <td>神奈川県災害対策本部及び神奈川県地震災害警戒本部の議会部の災害対策要綱</td> <td>議会災害等対策会議要綱</td> </tr> </table>	神奈川県議会議員災害活動要綱	神奈川県災害対策本部及び神奈川県地震災害警戒本部の議会部の災害対策要綱	議会災害等対策会議要綱	<p>(新設)</p>
神奈川県議会議員災害活動要綱	神奈川県災害対策本部及び神奈川県地震災害警戒本部の議会部の災害対策要綱	議会災害等対策会議要綱		

新		旧	
<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、神奈川県内において、自然災害その他の危機事象が発生した場合における神奈川県議会議員（以下「議員」という。）の災害活動のために必要な事項を定める。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱における自然災害その他の危機事象（以下「危機事象」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1) 東海地震に関する警戒等 ア 神奈川県東海地震注意情報時対策本部要綱第2条の規定に基づき神奈川県東海地震注意情報時対策本部が設置された場合 イ 大規模地震対策特別措置法第16条の規定により神奈川県地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>(2) 災害等の発生 ア 災害対策基本法第23条の規定により神奈川県災害対策本部が設置された場合 イ 県民の生命、身体及び財産に重大な被害、影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事象であると議長が認めた場合 (危機事象発生時の議員の役割)</p> <p>第3条 議員は、危機事象が発生したときは、議長への安否連絡を行うとともに、自らの安全を確保しつつ、当該危機事象に伴う災害等の状況を確認し、必要に応じ、地域の一員としての災害対応活動に努めるものとする。 (議員への情報提供)</p> <p>第4条 神奈川県議会会議局長（以下「局長」という。）は、危機事象が発生したときは、速やかに当該危機事象に係る情報を議長及び副議長に報告することとする。</p> <p>2 前項に規定する場合において、局長は、議長の指示を受けて、ファクシミリ、電子メ</p>	<p>(目的) 第1条 この要綱は、神奈川県災害対策本部及び神奈川県地震災害警戒本部に設置される議会の職員配備編成計画等の策定、神奈川県議会議員（以下「議員」という。）の災害活動の支援及びその他議会の災害対策に関して必要な事項を定める。</p> <p>(組織及び分担業務) 第2条 議会の組織及び分担業務は、別表のとおりとする。</p> <p>(職員配備編成計画等) 第3条 神奈川県災害対策本部要綱（以下「災対本部要綱」という。）第13条第1項及び神奈川県地震災害警戒本部要綱（以下「警戒本部要綱」という。）第13条第1項の規定に基づく職員配備編成計画等（以下「配備計画等」という。）は、部長が別に定める。</p> <p>2 配備計画等において参集した職員のうち指揮者の代行順序は、部長が配備計画等において定める。</p> <p>3 配備計画等に基づく職員の配備が長時間に及ぶ場合は、各班長は配備職員を適宜交替させる。</p> <p>4 災対本部要綱第10条第1項及び警戒本部要綱第10条第1項の規定による本部連絡員等は、部長が別に指定する。 (勤務時間外、休日等の連絡体制)</p> <p>第4条 勤務時間外、休日等における連絡は、配備計画等に定める勤務時間外・休日等の連絡系統図により行う。 (緊急参集場所等)</p> <p>第5条 勤務時間外、休日等において、配備計画等に基づく職員の緊急参集場所は、原則として議会局とする。</p> <p>2 前項により参集した職員は、部長が別に定める災害対策行動表により行動する。</p> <p>3 職員の緊急参集場所として、災対本部要綱第15条第1項及び警戒本部要綱第15条第</p>	<p>(目的) 第1条 この要綱は、神奈川県議会会議規則(昭和31年神奈川県議会規則第1号)第113条の2第4項の規定に基づき、議会災害等対策会議（以下「災害等対策会議」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。</p> <p>(構成) 第2条 災害等対策会議は、次の者で構成する。</p> <p>(1) 議長及び副議長 (2) 所属議員数4人以上の会派の団長 (3) 議会運営委員会の委員長及び副委員長 (4) 必要に応じ議長が指名する議員 (協議事項)</p> <p>第3条 災害等対策会議は、県災害対策本部等との連携の下に、災害等に関する情報の収集及び伝達を行うとともに、災害等応急対策を円滑に推進するため、次に掲げる事項について協議又は調整するものとする。</p> <p>(1) 災害等の状況に係る情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 災害等応急対策に係る住民の要望の伝達に関すること。 (3) 災害等応急対策に係る国、執行機関等への提言等に関すること。 (4) 災害等応急対策に係る取組方針に関すること。 (5) その他災害等応急対策の推進について座長が必要と認める事項に関すること。</p> <p>(招集等) 第4条 災害等対策会議は、議長が招集し、座長となる。</p> <p>2 座長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。 (代理出席)</p> <p>第5条 会派の団長に事故があるときは、その所属する会派が、代理人を出席させることができる。</p> <p>2 会派の団長は、あらかじめ代理人を定め、議長に届け出</p>	

新	旧
<p>ール又は議会クラウドシステムその他の適切な方法により、議員に対して、正確かつ適時に危機事象に係る情報を提供し、議長の指示を伝達するものとする。 (議長への連絡)</p> <p>第5条 議員は、危機事象が発生したときは、速やかに自己の安否及び罹災状況等について、次に掲げる事項を電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により、議長に連絡しなければならない。</p> <p>(1) 件名(安否連絡、情報提供、その他) (2) 発信議員名 (3) 発信場所(事務所、自宅、その他) (4) 連絡年月日 (5) 安否確認、情報提供その他に係る具体的な内容</p> <p>2 議員は、前項に規定する方法による連絡ができない場合であって、神奈川県災害対策本部又はこれに相当する対策本部(各地域県政総合センターに設置。以下「現地本部」という。)が設置されたときは、当該現地本部の長に対し、議長への連絡を依頼しなければならない。</p> <p>3 議員は、通信連絡手段の障害等により、第1項又は前項の規定による連絡又は依頼を行うことができない場合は、通信連絡手段の障害等が回復した後、速やかに第1項又は前項の規定による連絡又は依頼を行わなければならない。 (情報の受伝達)</p> <p>第6条 議長は、危機事象が発生したときは、議員に対して当該危機事象に係る情報を神奈川県災害対策本部及び神奈川県地震災害警戒本部の議会の災害対策要綱第6条に定める議会部災害情報センターを通じて、適時的確に提供するものとする。</p> <p>2 議員は、危機事象の発生から議長が適当と認めるまでの間において、災害対応活動に</p> <p>1項に規定するあらかじめ指定された場所は、各地域県政総合センターとする。</p> <p>4 各地域県政総合センターに設置された神奈川県の現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)に参集した職員は、災害情報を把握し、所管区域内の議員と連絡を密にしながら、現地本部長の指揮のもと、災害対策活動に努める。 (議会部災害情報センターの設置等)</p> <p>第6条 部長は、必要に応じて議会部に次の役割を持つ議会部災害情報センター(以下「部情報センター」という。)を議会図書室内に設置する。</p> <p>(1) 災害情報の一元的管理 (2) 議員及び職員の安否及び罹災状況の整理 (3) 災害対策活動に伴う議員からの要望及び要請等の窓口 (4) その他議員の災害対策活動に必要な情報の収集及び提供</p> <p>2 部情報センターは調査班が所管し、調査班長の指揮のもと、総務班及び議事班との連携の上、運営されるものとする。</p> <p>3 部長は、部情報センターが円滑かつ効率的に運営できるよう、災害情報等の収集及び提供に努める。</p> <p>4 部長は、議員から災害対策活動に伴う要望及び要請等があった場合は、速やかに関係部局に伝達し、その後の処理状況を把握しながら、必要に応じて議員に報告する。 (災害情報等の伝達及び提供)</p> <p>第7条 部長は、次の各号に掲げる各本部がとりまとめた災害情報等について、速やかに議長及び副議長に伝達し、議長の指示を受けて、議員に対して情報提供する。</p> <p>(1) 神奈川県東海地震注意情報時対策本部要綱第2条の規定により設置される神奈川県東海地震注意情報時対策本部 (2) 大規模地震対策特別措置法</p>	<p>なければならない。 (定足数)</p> <p>第6条 災害等対策会議は、半数以上の委員(代理人を含む。以下この条において同じ。)が出席しなければ開くことができない。ただし、交通手段の途絶その他災害発生に伴う事由により委員の半数以上が出席できないときは、座長は出席している委員に諮り開催することができる。 (意見聴取等)</p> <p>第7条 災害等対策会議は、必要に応じ、行政関係者、委員でない議員又は専門の事項に関し学識経験を有する者から説明又は意見を聴くことができる。 (公開等)</p> <p>第8条 災害等対策会議は、これを公開する。ただし、座長は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。</p> <p>2 災害等対策会議の傍聴については、団長会の例による。 (記録)</p> <p>第9条 座長は、会議録を作成する。</p> <p>2 公開する記録には、非公開の会議の議事は記載しない。</p> <p>3 会議記録は、要点記録とすることができる。 (事務)</p> <p>第10条 災害等対策会議の事務は、議会局総務課において行う。 (補足)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、災害等対策会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年5月31日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年3月22日から施行する。</p>

新	旧
<p>伴う要望等を行う場合は、個人の生命に急迫した危険があるときを除き、議会部災害情報センターに伝達するものとする。</p> <p>3 局長は、議長の統括の下、神奈川県災害対策本部と神奈川県議会との間において、円滑な情報受伝達を行い、議会の意思を的確に伝達することとする。</p> <p>(会期中の対応)</p> <p>第7条 議長又は委員長等は、本会議又は委員会等の開催中に、危機事象が発生した場合は、直ちに休憩等の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 その後の対応については、議会運営委員会を開催し、協議するものとする。</p> <p>3 会期中において、本会議又は委員会等を開催していない場合も前項と同様とする。</p> <p>(閉会中の対応)</p> <p>第8条 議会閉会中において、危機事象が発生し、議員から臨時会又は委員会等の開催について要請がある場合、局長は速やかに議長、副議長及び委員長等と協議し、その結果を関係議員等に連絡するものとする。</p> <p>2 前項に規定する要請がない場合、議会運営委員会の委員長は、原則として危機事象が発生した日から起算して5日目に同委員会を招集し、臨時会又は委員会等の開催について協議するものとする。</p> <p>(職務の代行)</p> <p>第9条 議長に事故があり連絡がとれないときは、副議長がこの要綱における議長の職務を代行する。</p> <p>2 議長及び副議長ともに事故があり、連絡がとれない場合は、議会運営委員会の委員長がこの要綱における議長の職務を代行するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成29年5月18日から施行する。</p> <p>2 神奈川県議会議員災害活動要綱（平成9年3月24</p>	<p>第16条により設置される神奈川県地震災害警戒本部</p> <p>(3) 災害対策基本法第23条により設置される神奈川県災害対策本部 2 部長は、前項に規定する情報提供に当たっては、ファクシミリ、電子メール又は議会クラウドシステムその他の適切な方法により、議員に対して、正確かつ適時に災害情報を提供するものとする。</p> <p>(会期中の対応)</p> <p>第8条 本会議又は委員会等の開催中に、前条第1項各号に掲げるいずれかの事項に該当する事態が生じた場合、部長は議会の運営について、議長、副議長及び委員長等と連絡を密にしながら、迅速かつ的確な対応に努める。</p> <p>2 会期中において、本会議又は委員会等が開催されていない場合も前項と同様とする。</p> <p>(閉会中の対応)</p> <p>第9条 議会閉会中に、第7条第1項各号に掲げるいずれかの事項に該当する事態が生じ、議員から臨時会又は委員会等の開催について要請がある場合、部長は速やかに議長及び副議長又は委員長等と協議し、その結果を関係議員等に連絡する。</p> <p>2 前項に規定する要請がない場合、部長は原則として災害発生の日から起算して5日目に開催する議会運営委員会に関し、議長、副議長、議会運営委員会の委員長及び副委員長等と協議する。</p> <p>(班の組織及び分担業務等)</p> <p>第10条 議会部のより円滑な運営を期するため、班ごとの組織、分担業務、配備計画、勤務時間外・休日等の連絡体制等については、配備計画等において定める。</p> <p>(部長への委任)</p> <p>第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、部長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成9年3月</p>

新		旧
<p>日)は、廃止する。</p> <p>各条の関係の説明 [参考]</p> <p>第1条関係 この要綱は、自然災害その他危機事象が発生した場合における神奈川県議会議員の災害活動のために必要な事項を定めるものであるが、危機事象の種類により、県内のみならず隣都県で発生し、議長が必要と認めた場合もこの要綱を適用するものとする。</p> <p>★ 警戒宣言 内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発令します。(大震法 第9条)</p> <p>★ 大規模地震対策特別措置法第16条 抜粋 警戒宣言が発せられたときは、強化地域に係る都道府県知事又は、市町村長は、都道府県地震災害警戒本部又は、市町村地震災害警戒本部を設置するものとする。</p> <p>★ 災害対策基本法 第23条 抜粋 都道府県又は、市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときには、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。</p> <p>★ 危機事象 神奈川県議会が想定する危機事象とは、下記に記載のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大地震を含む風水害等の自然災害が発生した場合 ・新型インフルエンザ等が発生した場合 ・外部からの攻撃による武力攻撃事態または武力攻撃予測事態が生じた場合 	<p>24日から施行する。</p> <p>2 神奈川県議会災害対策連絡要綱は、廃止する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年7月28日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年12月26日から施行する。</p> <p>別表(略)</p>	

